

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市精神障害者訪問看護交通費助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	新潟県厚生農業協同組合連合会さど訪問看護ステーションが実施する訪問看護を受ける者に対して、その利用に係る交通費の一部を助成する。
補助事業者	精神保健福祉手帳の交付を受けた者及び自立支援医療費の支給を受けている者
補助対象経費	新潟県厚生農業協同組合連合会さど訪問看護ステーションに支払う訪問看護に係る交通費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	549千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県厚生農業協同組合連合会さど訪問看護ステーションに支払う訪問看護に係る交通費の1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	訪問看護利用にかかる交通費の一部を助成するものであり、数値目標及び費用対効果を算出できない。
補助制度開始	平成24年3月30日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113